

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の指定に係る確認事項

介護保険法による認知症対応型通所介護を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるにあたって、介護保険法により人員基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められる場合は、事業を行おうとする建物の改修・建築の前に、これらの基準に適合しているかを事前協議において確認し、地域密着型サービス運営員会に諮る必要があります。

1 事業計画

介護事業の計画にあたっては、介護保険法の他、厚生労働省令等で定める「基準」及び、大阪市の「基準を定める条例」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)
- ② 大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 25 年 3 月 4 日 大阪市条例第 27 号)
- ③ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)
- ④ 大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成 25 年 3 月 4 日 大阪市条例第 32 号)
- ⑤ 大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針 (平成 18 年 3 月 20 日制定)

2 事業（サービス）の概要

- ① 地域密着型サービスとは
 - ・地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態等になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設され介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等（保険者）の住民（被保険者）のみとなる。
- ② 認知症対応型通所介護は認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が認知症対応型通所介護事業所に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰り提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

3 施設の種類

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護
認知症の要支援者（要支援 1・2）を対象にした通所介護事業
- (2) 認知症対応型通所介護
認知症の要介護者（要介護 1～5）を対象にした通所介護事業

(1) (2) は、同一施設で一体的に事業を実施できます。

また、(1) のみ、(2) のみでも事業を実施できます。

※共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(3) 利用定員の考え方

【単独型・併設型】

- ・利用定員は1単位 12名まで可能

【共用型】

- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く）においては、施設ごとに1日あたり**3人以下**。
- ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計が1日あたり**12人以下**。

4 人員及び設備に関する基準について

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(1) 人員に関する配置基準【単独型、併設型】

職種	資格要件	配置基準
管理者	適切に当該サービスを提供するために必要な知識および経験を有するものであって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者※	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士 ※1 社会福祉主事 ※2 介護支援専門員	・提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保するために必要な数。
看護職員又は介護職員 (単位ごとに2人以上配置)	看護職員は看護師、准看護師 介護職員は資格要件なし	①認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら提供にあたる看護職員又は介護職員を1以上※5 ②当該認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ・なお、看護職員又は介護職員について、認知症対応型通所介護の単位ごとに、常時1人以上配置する必要がある。
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ※4 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師	・地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者1名以上

生活相談員又は看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること
 ※5 専ら提供にあたる看護職員又は介護職員については、サービス提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

○人員に関する配置基準【共用型】

職種	資格要件	配置基準
管理者	適切に当該サービスを提供するために必要な知識および経験を有するものであって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者※	・専らその職務に従事する常勤の者1名
従業者		当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と、 ①指定認知症対応型共同生活介護の利用者 ②指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者 ③指定地域密着型特定施設の入居者の数を合計した数について、 ①指定認知症対応型共同生活介護 ②指定地域密着型指定介護老人福祉施設 ③指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護 の規定を満たすために必要な数以上とする。

【注】①「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

②「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置あるいは、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことができます。

※1 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大にお問い合わせいただきご確認願います。

※2 平成27年4月から生活相談員の資格要件として介護支援専門員を追加しました。当該資格者を配置する際は、介護支援専門員証により有効期限が切れないことを必ず確認してください。

※3 平成27年4月から、病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保することである。

この方法により人員を確保する場合、「契約書」「委託契約書」（同一法人の場合は、「誓約書」「確約書」を含む）を添付してください。

- ※4 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

(2) 設備に関する基準等

設備	内容	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> それぞれ必要な広さを有すること 合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可 	
機能訓練室		
静養室	<ul style="list-style-type: none"> 複数の利用者が同時に利用できる適当な広さを確保すること 適切な場所に緊急通報装置が設置されていること 	
相談室	<ul style="list-style-type: none"> 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること 	
事務室	<ul style="list-style-type: none"> 職員や設備・備品が配置できる広さを確保すること 	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> 消防法その他の法令等に規定された設備 	
その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> 介助を要する者の使用に適した構造・設備にすること（複数設置し、うち1つは車椅子対応することが望ましい） 適切な場所に緊急通報装置が設置されていること
	厨房	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生に配慮した設備にすること（保存食の保存設備を設置することが望ましい） 火器使用部分は不燃対策を行うこと 調理器具や洗剤等の管理が施錠できる収納スペースで保管できること
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> 介助者が介護しやすい仕様とすること 洗い場、浴槽、脱衣室に適切な場所に手すり等を設置すること 浴室及び脱衣室の適切な場所に緊急通報装置を設置すること

5 その他の配慮事項

- ①建築基準法その他の法令等の遵守。

(建物の設置場所が都市計画法上の市街化区域内であること)

(建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも合致すること)

- * 新築の場合、建築基準法適合・建築確認申請の検査済証(工事完了検査後に交付される)が必要
- * 改修の場合、建築基準法上の手続き(用途変更等)を確認し、手続きが必要な場合は、申請までに手続きの完了が必要です。

* 新築・改修いずれか場合も、建物の設置場所が都市計画法上の市街化区域であることが必要です。市街化調整区域内では原則として通所介護事業を行うことは出来ません。

区域は地図情報サイト「マップナビおおさか(まちづくり情報マップ)」で確認してください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

- * 建築確認申請を行う必要がある場合は、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく事前協議も必要です。<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html>

* 消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届書(所轄消防署において交付される)が必要

- ②設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については、原則申請法人所有物件。ただし、所有権以外による場合は、通所介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限る。

- ③日照、採光、通風、適温保持等、利用者の保健衛生に関して配慮すること。
- ④処遇スペース（食堂・機能訓練室、静養室、相談室）については、同一階に配置すること。
ただし、エレベーター設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く。
- ⑤段差の解消やスロープ設置など、高齢者の安全・利便性に配慮した構造とし、車椅子の利用が可能なものとする。
- ⑥静養室・便所・浴室・脱衣室等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置すること。

6 申請時の留意事項

○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。事前協議までに必ず協議し、その結果を「（協議様式4）消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。

また、申請前には、所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります。

申請時に提出する「防火対象物使用開始届」は、所轄消防署の【受付印】の押印があるもの、あるいは行政オンラインを用いて申請している場合は、申請内容をダウンロードし提出してください。

○「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、建築基準法7条5項による検査済証の添付が必要です。

用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうか、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課と相談してください。都市計画法上の区域及び建築基準法の手続きに関する協議結果を「（協議様式3）都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）のうえ事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

○「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく事前協議について

建築確認申請が必要な場合は、大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課との間でも事前協議が必要です。介護保険法に規定する設備基準を満たした上で手続きをお願いします。

※詳細は下記ホームページをご確認ください。

「ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議」

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html>

○「水防法第15条の3」について

河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成義務があります。新たに通所介護事業のお考えの方は、避難確保計画作成が必要な要配慮者利用施設にあたるのかどうかについて危機管理室へご確認をお願いします。事前に大阪市危機管理室へ連絡し水防法に基づく避

難計画について事前に協議を行い、協議結果を「(協議様式5)危機管理室との協議事項」に記載(手続き不要の場合でも、その理由を記載)のうえ事前協議必要書類として提出してください。

※詳細は下記ホームページをご確認ください。

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業開始にあたっての検討項目

検 討 項 目	検 討 す べ き 内 容
建物の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。） ○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》
収支算定	<ul style="list-style-type: none"> ○建物（設備）に要する費用 建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》、設備取得コスト 《賃借の場合は保証金等についても考慮》 ○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済 ○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬、利用者負担
資金確保	<ul style="list-style-type: none"> ○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費） ○運転資金 少なくとも運営経費の3ヶ月分（介護報酬の請求支払いのタイムラグ） ※自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要資格者の確保 管理者……資格要件なし 生活相談員……社会福祉士、社会福祉主事等の資格 看護職員……看護師、准看護師 機能訓練指導員……理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等 介護職員……資格要件なし ○その他従業者の確保 ※既に人材を確保できている人材と確保予定の人材の状況を明確にすること。
事業運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能 ○法人事業への当該事業の位置づけ 定款等の事業目的に当該事業が記載されている（許認可、変更登記等の手続発生） 認知症対応型通所介護事業の場合の記載例：介護保険法に基づく地域密着型サービス又は介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業 介護予防認知症対応型通所介護事業の場合の記載例：介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス又は介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護事業

建物に関する留意事項

- 建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。
- 新築は、申請法人所有、賃借を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。
- 改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、大阪市計画調整局建築確認課と事前に相談してください。その結果を「(協議様式3) 計画調整局建築確認課との協議事項」に記載(手続き不要の場合でも、その理由を記載)のうえ、事前協議に添付してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
- 建築確認申請が必要な場合は、計画調整局開発調整部開発誘導課との間でも事前協議が必要です。
- 「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、所轄消防署と事前に相談し、受理、検査が確認できるものであること。改修の場合は、事前相談の結果を「(協議様式4) 消防署との協議事項」に記載して事前協議に添付してください。なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。
- 「要配慮者利用施設避難確保計画作成」の水防法上の手続きについて、危機管理室へ事前に相談し、要配慮者利用施設かどうかの確認が必要です。事前協議の結果を「(協議様式5) 危機管理室との協議事項」に記載して事前協議に添付してください。
- 開業スペースは介護サービス事業を行う運営法人が占有できるスペースでないと指定できません。有料老人ホームなどで有料の運営法人と介護サービス事業を行う運営法人が異なる場合で、有料老人ホームが管理しなければならない設備等(火災報知器など)が介護サービス事業所内にある場合は指定できません。また有料の法人職員は介護サービス事業所へ立ち入ることはできませんのでご注意ください。